

特別景観形成地区における景観計画
(楯山地区)

平成24年7月

山形県大江町

第1 楯山地区の指定理由

楯山地区は、町の歴史上重要な史跡と町を望むビューポイントが所在し、市街地景観の緑豊かな背景となっており、遺跡と豊かな緑を保全しながら景観形成を図るべき地区であることから、特別景観形成地区に指定する。

第2 楯山地区の区域

楯山地区の区域は、別図に示す範囲とする。

第3 楯山地区における良好な景観の形成に関する方針

楯山地区の良好な景観形成に関する方針は、大江町景観計画に掲げる景観形成の基本方針、市街地地域の景観形成方針及び公共施設の整備に関する景観形成方針を前提とし、次のとおりとする。

本地区は、当地の歴史を知るうえで欠かせない史跡左沢楯山城跡が存在するとともに、左沢市街地の里山として良好な環境を継承するとともに、中世山城跡としての歴史的空間を意識した史跡内景観の保存整備を図る。また、「日本一公園」からの良好な眺望環境を保全するものとする。

第4 楯山地区の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

楯山地区における建築等その他の行為についての制限（以下「景観形成基準」という。）は、大江町景観計画に掲げる市街地地域の景観形成基準に加え、次のとおりとする。

なお、建築物の新築等その他の行為が楯山地区を含む場合は、当該景観形成基準を適用するものとする。

区 分		景観形成基準
建築物 ・ 住宅 ・ 店舗	色彩	・ 外観は白又は土壁等自然素材の色で低彩度または無彩色を基本とすること。 ・ 表の通りから望見できる場所の窓枠や扉などの建具には、木製の建具を模した色彩（低明度かつ低彩度）を積極的に用いること。
工作物	高さ	・ 地形の連続性及び楯山の稜線に配慮した高さとする。
土地の 形質の 変更	形状 性質	・ 土地の形状変更は、必要最小限にとどめること。 ・ 営農及び山林の維持管理並びに史跡の整備のための樹木の伐採以外は、保存に努めること。

楯山地区

